平成３０年（フ）第１７号
鹿児島県曽於市大隅町岩川5016番地２、前住所鹿児島県曽於市末吉町諏訪方8691番地18
債務者　岩元美由紀
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第２８号
鹿児島県鹿屋市打馬１丁目14番16号
債務者　前田えり子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成３０年（フ）第５７号
沖縄県那覇市識名３丁目１番46号　ヒルズコートＡ　４－Ｄ
債務者　荻堂　伸孝
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月21日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１４号
青森県八戸市大字鮫町字山四郎蒔目16番地３
債務者　平沼　由勝
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成３０年（フ）第１０号
秋田県能代市向能代字平影野３番地145
債務者　佐々木元治（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成３０年（フ）第４号
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字豊城67番地　小林アパート３
債務者　小林　由季
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成３０年（フ）第３６号
茨城県守谷市百合ケ丘２丁目2697番地の42
債務者　田中　洋代
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成３０年（フ）第６４号
山梨県南巨摩郡富士川町**眷**米758番地
債務者　神田　しほ
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１８号
長野県小諸市大字和田827番地２　タウニィー甘利一２
債務者　依田　雄介
1　決定年月日時　平成30年３月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成３０年（フ）第３３号
三重県鈴鹿市竹野２丁目15番10号　シティハイツ青木２Ａ、前住所三重県鈴鹿市住吉２丁目12番６号　シティハイツふじたＢ２－Ａ
債務者　山川盛正こと　ＹＡＭＡＫＡＷＡ　ＲＩＣＡＲＤＯ　ＭＯＲＩＭＡＳＳＡ
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第３８号
三重県鈴鹿市国府町4935番地の150
債務者　佐々木久美
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第４１号
三重県鈴鹿市道伯２丁目８番22号
債務者　堀木　幸政
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
津地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２２号
三重県三重郡菰野町大字菰野4136番地３　サンシティ南風Ⅰ202、前住所三重県四日市市小杉町947番地１
債務者　相葉　清忠
1　決定年月日時　平成30年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１２５３号
京都府京田辺市大住小林３番地23　ジュネス京田辺203号
債務者　井上　雄作
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１１号
京都府京田辺市三山木善入山48番地　南山団地208
債務者　鈴木　幸子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１１４号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字西高田３番地５　202号
債務者　木村　哲也
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係